



文部科学省初等中等教育局教育課程課教科調査官

加藤 泰弘

これからの書写・書道教育

平成28年12月21日、中央教育審議会は「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(答申)を示しました。

この中央教育審議会答申には、これからの教育課程の改訂の方向性が詳細に記載されておりあります。これらを踏まえ、平成29年3月に小学校及び中学校の学習指導要領が改訂・告示されました。また、平成29年度中に高等学校の学習指導要領が改訂・告示されることになっていきます。

本連載では、新しい教育課程が目指す書写・書道教育について紹介していきます。

前回(平成29年7月号)は、中央教育審議会答申(以下「答申」といふ)に示されている新教育課程の書写・書道教育の全体構造と国語科書写の改訂の方向性について解説しました。今回は小学校国語科書写の改訂の具体的な内容について述べます。

一 国語科における

「書写」の位置付け

今回の改訂では、教科等と教育課程全体の関係や、教育課程に基づく教育と資質・能力の育成の間をつなぎ、求められる資質・能力を確実に育むことができるよう、育成を目指す資質・能力を次の三つ(①②③)の柱で整理するとともに、学習指導要領における教科等の目標や内容についても、この三つの柱に基づく再整理を図っています(平成29年4月号23頁参照)。

①何を理解しているか、何ができるか(生きて働く「知識・技能」の習得)

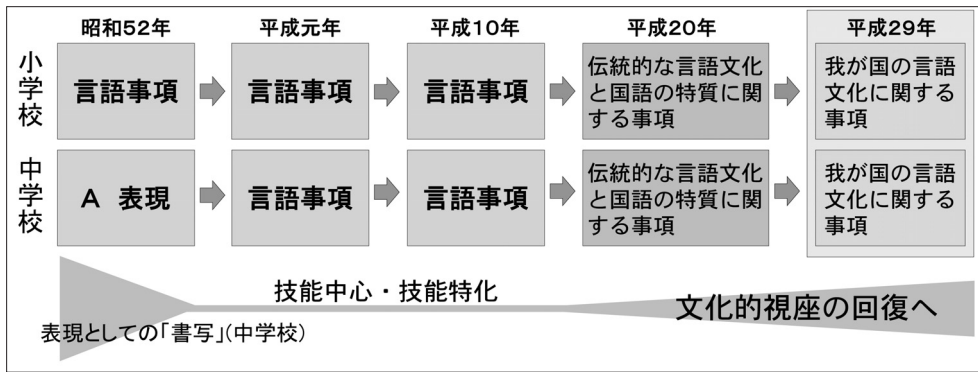
②理解していること・できることをどう使うか(未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成)

③どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか(学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養)

これまでの国語科書写の位置付けの変遷を整理したものが資料1です。小学校においては、昭和52年の改訂以降、約30年にわたり「言語事項」に置かれ、文字を正しく整えて書くという技能に特化した指導が中心に置かれました。平成20年の改訂で「伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項」となり、今回の新学習指導要領においては「書写」は国語科の「知識及び技能」の中の「我が国の言語文化に関する事項」に位置付けられました。これによって手書きや毛筆を、我が国を代表する文化として捉える視点が強調されてきたと言えるでしょう。

また、「我が国の言語文化に関する事項」には「言葉の由来や変化」も置かれ、仮名及び漢字の由来、特質などの学習と関連させて指導することが重要となっています。

資料1 国語科書写の位置付けの変遷



資料2 国語科書写の第1学年及び第2学年の指導事項（新旧対照表）

新	旧
ウ 書写に関する次の事項を理解し使うこと。 (ア) 姿勢や筆記具の持ち方を正しくして書くこと。 (イ) 点画の書き方や文字の形に注意しながら、筆順に従って丁寧に書くこと。 (ウ) 点画相互の接し方や交わり方、長短や方向などに注意して、文字を正しく書くこと。 (傍線筆者)	(2) 書写に関する次の事項について指導する。 ア 姿勢や筆記具の持ち方を正しくし、文字の形に注意しながら、丁寧に書くこと。 イ 点画の長短や方向、接し方や交わり方などに注意して、筆順に従って文字を正しく書くこと。

小学校においては、特に第1学年及び第2学年の指導について、大きな改訂がなされました。従前は二つの指導事項でしたが、今回の改訂では三つの指導事項で構成されています。

二 小学校国語科「書写」の改訂の具体的内容

（ら）までの筆記具の運び方という書く運動面での指導を明確化しています。形ばかりではなく書き進める過程を大切に、なめらかに書字する力を身に付けることを求めていると言えるでしょう。

また、前記の指導の改善を受けて、「内容の取扱いについての配慮事項」においては、「(エ) 第1学年及び第2学年の(3)のウの(イ)の指導については、適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫すること」が新設されています。この学習指導要領解説には次のような記載があります。

(エ)は、第1学年及び第2学年の「知識及び技能」の(3)ウ(イ)における「点画の書き方や文字の形に注意しながら」書くことの指導について、適切に運筆する能力の向上につながるよう、指導を工夫することを示している。水書用筆等を使用した運筆指導を取り入れるなど、早い段階から硬筆書写の能力を高めるための関連的な指導を工夫することが望ましい。水書用筆は、扱いが簡便で弾力性に富み、

時間の経過とともに筆跡が消えるという特性をもっている。その特性を生かして、「点画」の始筆から、送筆、終筆（とめ、はね、はらい）までの一連の動作を繰り返し練習することは、学習活動や日常生活において、硬筆で適切に運筆する習慣の定着につながる。また、水書用筆等を使用する指導は、第3学年から始まる毛筆を使用する書写の指導への移行を円滑にすることにもつながる。（傍線筆者）

今回の改訂では、低学年における指導の方向性を明確にし、「水書用筆」という弾力性のある筆記具による指導を通して、適切に運筆する能力の向上を図り、硬筆による確かな書写力を育成することを求めています。「水書用筆」による指導が、筆記具の持ち方の改善に資するという研究報告も出されており、今後、学校教育において、様々な実践事例が報告され、全国的に広がりを見せることを期待する次第です。

（次回に続く）